

令和5年第1回定例会代表質問

公明党議員団を代表して、大きく5点について質問をします。

第一に、DX（デジタルトランスフォーメーション）による議会及び行政改革の内、議会DXの推進と議員定数の削減についてお伺いいたします。

先日、議会DXについて研修がありました。議会のデジタル化は単なる議会資料のデジタル化にとどまらず、タブレット等を活用して行政の高度化に対応しつつ、平時・災害時・コロナ禍にかかわらず議会機能を十分に発揮することが目的である。また、区民からの情報ツールとして双方向のコミュニケーションをオンラインで行っていくことが必要である。DXの視点から議会・議員活動を見直し、議会に何らかの制約で出席できない議員をできるだけ減らし、民意を反映するため委員会のオンライン開催の実現など検討すべきである。

議会側と行政側が同時進行でデジタル化を進めていくことも必要であり、使う側のマインドを変えなければならないと示唆がありました。

タブレット端末導入経費はポータルサイトの構築、議員研修、経常経費として端末機器、通信料込みのレンタル料、消耗品費など多額の費用が毎年必要になります。多くの区では予算書・決算書は紙で作成しておりそれらの費用は削減できません。その反面DXの導入により、業務の効率化、情報検索の迅速化が図られ、より多くの時間を区民からの情報収集などが行えるようになります。議会経費の高騰と民意を効率的に聴取出来るようになることから議員の身を切る改革が必要であり、議員定数を2名削減して38名とすることを議会改革検討委員会の議題として名取議長に強く要請いたします。

これら議会DXの推進には議会事務局だけではなく区役所各部局の協力と支援がなければ達成できないと考えます。区には技術的指導も含めバックアップを求めますがいかがでしょうか。

次に書かないワンストップ窓口の推進についてお伺いいたします。

政府はマイナポータルや地方自治体独自の電子申請システムの利用によるオンライン申請の推進に加え、デジタル化の推進に併せた業務見直しを通じて、従来の窓口業務を進化させることや、身近な接点の利便性の向上を合わせて進めることで、地方自治体における「書かない、待たない、回らない、ワンストップ窓口」を実現して、地方自治体窓口の「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の実現を目指しています。

令和5年2月6日から全国でマイナポータルによる転出・転入予約のオンライン申請が運用開始となりました。このサービスを利用することで、転出届の提出にかかる転出元市区町村への来庁が原則不要となり、転入先市区町村への来庁予定の連絡も可能となります。

加古川市では、転入に伴う様々な手続きを「書かないワンストップ窓口」において、

職員が申請書を代行作成しワンストップで受付・案内をします。マイナポータルによる「引越しワンストップサービス」の運用開始にあわせ、市民課に「書かないワンストップ窓口」を開設しました。職員が来庁者の用件を聞き取り、手続きに必要な申請書等を代行作成します。来庁者は住所・氏名・生年月日等がプレ印字された申請書の内容を確認し、署名のみ行います。これにより、市民が“何度も書く手間”、“複数の窓口で手続きをする手間”、職員が“何度も聞き取る手間”を削減し、市民サービスの向上と職員の事務負担の軽減に繋がっています。

北区でも転入における「書かないワンストップ窓口」を設置できないでしょうか。

また、引っ越しだけでなく、家人が亡くなった場合の届け出など、その他の届け出業務にも「書かないワンストップ窓口」を広げることは出来ないでしょうか。

第二に、高齢者がいきいきと暮らすために、の内、エンディングプラン・サポート事業について伺います。北区では令和2年の行旅死亡人は57名でしたが、その内の52名は身元が分かっているが引き取り手のいない独居高齢者でした。現在、区内には3万人を超えるひとり暮らしの高齢者がおり、増加傾向にあります。こうした背景から、ひとり暮らしで身寄りが無いご高齢等の区民の方の葬儀・納骨・リビングウィルという課題について、あらかじめ解決を図ることが求められています。

横須賀市では、2015年から終活支援事業として、ひとり暮らしで身寄りがなく生活にゆとりがないご高齢者等の葬儀・納骨・リビングウィルという課題について、あらかじめ解決を図り、生き生きとした人生を送っていただくことを目指したエンディングプラン・サポート事業を実施しています。

ひとり暮らしで頼れる身寄りが無い高齢者に、葬儀・納骨について、低額で生前契約を受ける協力葬儀社の情報を提供します。また死亡届出人の確保について提案します。

葬儀、納骨について協力葬儀社とともに支援プランを立て、これを保管し、リビングウィルも、登録カードをご携帯いただき、登録証を室内に掲示していただきます。

支援プランに基づいて、安否確認の訪問を行い、ご本人の入院・入所・死亡などの局面ごとに、あらかじめ指定された方々に速やかに連絡し、連携して終活課題の円滑な解決に向けた支援をおこないます。

北区でも身寄りのない高齢者や、引き取り手のいない遺骨を減らすため同様のエンディングプラン・サポート事業を行えないでしょうか。

また、独居高齢者のエンディングプラン・サポートを土業と官民連携し実施出来ないでしょうか

次にシニアパスポート事業についてお伺いいたします。

昨年、健康福祉委員会で、群馬県で取り組まれている生涯現役事業「ぐーちょきシニアパスポート」を視察してきました。

高齢者の積極的な外出を促し、地域との交流や自身の健康維持につなげてもらうことを主な目的として、平成 25 年 1 月 15 日から事業を行っています。

シニアパスポートは協賛店に行ったときに、このパスポートを提示することによってそれぞれの店舗独自のサービスを受けることが出来ます。

また、このカードの裏面には緊急連絡先やかかりつけ医等の記載欄があり、緊急時の連絡用カードとして活用できるようになっています。高齢者を地域で支え合う社会の実現に向けた機運の醸成も目的としています。

群馬県には、子育て世帯を対象とする「ぐんまちょい得キッズパスポート」があり、この仕組みを活用して高齢者版シニアパスポートを構築しました。

協賛店は県に直接申請を行います。県は協賛をした店舗の一覧をホームページで公開するほか、冊子でも配布を行い、その中には各店舗のサービス内容と一緒に PR 文も掲載されていて、協賛店は宣伝費をかけず利用者を増やすことが出来るメリットもあります。

現在、長引くコロナ感染により行動制限が行われた結果、高齢者が家から出なくなってしまい、地域との関係も希薄になってしまいました。北区においても子育て世帯向け「にっこりパスポート事業」を展開しており、群馬県と同様にノウハウを利用して高齢者版パスポート事業を行えるのではないのでしょうか。高齢者の生涯現役を支え、フレイル予防としてもぜひ早期の導入を行えないのでしょうか。

次に、補聴器の購入助成についてお伺いいたします。

北区では、補聴器については聴覚障害 2 級から 6 級の身体障害者手帳をお持ちの方を対象に補装具として、重度難聴用または高度難聴用の補聴器の給付制度があります。昨年の決算資料では購入は 100 件、8,013,138 円となっています。平均 8 万円程度かかっています。

高齢者に対する補聴器購入助成制度については、23 区の内多くの区が始めています。

荒川区では、昨年六月より、加齢により耳が聞こえづらくなった高齢者の方を対象に、日常生活でのコミュニケーションの確保や認知機能の低下を予防し、積極的な社会参加を促すため、補聴器を購入する費用の一部を助成する支援をスタートしました。

対象は、区内の六十五歳以上の住民税が非課税の方で、耳鼻咽喉科の医師が補聴器の必要性を認めた方で、医療機器である補聴器購入助成の上限額は二万五千元になります。

各区の状況や取り組みを見ながらスタートできる北区においては、対象者を住民税非課税世帯に限定することなく、対象を拡大し、助成額も平均購入額の半額程度で取り組みないのでしょうか。

また補聴器購入後にきちんと調整を続けていくこと、また使い慣れていくことをしていかないと続けることができないため、購入後のサポート体制も必要だと思いますがいかがでしょうか。

第三に子育て支援の充実を、の内、私立幼稚園の給食費無償化についてお伺いいたします。

始めに、昨年12月に公明党議員団として花川区長に対して区立小中学校の給食費の無償化を要望いたしました。花川区長は1月4日の年頭のあいさつで区立小中学校の給食費無償化に取り組むと異例の発表をしました。そこには花川区長の強い意思決定があったと仄聞しましたが、決断に至った経緯をお答えください。

また、都内では新年度予算案などで給食費の無償化方針を示す自治体が相次いでいますが、その中で足立区は区内の私立幼稚園、私立認定こども園の給食費も、全3～5歳児に1人あたり月7500円を上限に支給し、無償化を進めると発表しました。

荒川区は、子育て世帯の保護者負担を軽減することが大事だと考えて、これまで弁当の持参が必要だった区立の幼稚園で、弁当方式の無償の給食を始める方針で、これに必要となる2500万円余りを新年度予算案に計上しました。

北区においても、物価高で給食食材費の値上がりなどに苦しむ子育て世帯の負担軽減として、区立や私立幼稚園の給食費無償化を行えないでしょうか。

次に「マイ保育園」制度の導入についてお伺いいたします。

保育所や幼稚園などに通っていない未就園児を育てる家庭は、育児不安などを抱えやすく、こうした未就園児を含めた子育て家庭の孤立を防ぐため、妊娠期から身近な保育所を“かかりつけ園”として登録し、相談支援などを行う「マイ保育園」制度を独自で実施する自治体が拡大しつつあります。

江東区は2011年から「マイ保育園ひろば事業」を始めました。対象は、在宅で子育てする就学前までの家庭です。利用者は、同事業に参加する区立や私立の保育所、認定こども園など地域の施設から1カ所を選び、“マイ保育園”登録を行います。

登録すれば、入所していなくても保育所に足を運ぶことができ、保育士や栄養士、看護師らに相談に応じてもらえます。さらに、交流行事に参加できる上、子育て情報の提供なども受けられます。

2013年には、対象を妊婦にも広げる「プレ登録」も可能にしました。妊婦も同様の相談支援などを受けられるようになりました。いずれも費用は無料です。

マイ保育園ひろば事業の実施園数は、昨年11月時点で33園から179園まで拡大。年々地域に浸透し、コロナ禍前の2018年度には、登録親子数が約3000組に達しました。区は親子に寄り添い、育児不安の解消や虐待の早期発見などにつなげたいとしています。

北区では未就園児の会として、園に在籍していない幼児とその保護者に区立幼稚園・こども園を開放し、さまざまな活動を行っております。この事業を拡充発展させ、妊娠出産から子育てまでの切れ目のない相談体制の拡充のために、区内保育所で、妊婦や未

就園児の相談もできる「マイ保育園」事業を導入できないでしょうか。

次に、未就園児の保育園一時利用の拡充についてお伺いいたします。

保育所や幼稚園に通っていない0～5歳児の育児負担を軽減するため、政府は4月から、保育所の空き定員を活用した週に数回の定期預かり事業を始めると公表しました。こうした未就園の子どもは「無園児」とも呼ばれ、周囲のサポートがなければ親子が孤立し、虐待のリスクも高まる恐れがあります。2023年度に20～30自治体でモデル事業を実施し、4月に発足するこども家庭庁の重要政策として全国展開を図ると明らかにしました。モデル事業では、政府が今後、参加する市区町村を公募し、定員に空きがある保育所や認定こども園で週1～2日程度、継続的に預かるとなっています。保護者が未就労の場合も対象となります。

北区は、来年度から少子化で定員割れを起こして国からの給付金が減った私立保育園に対しての支援を行うとしています。

現在北区では、一時的に保育を必要とするお子さんをお預かりする制度があります。保育料は基本4時間まで2,000円となっています。

石川県では、ほぼ全市町で一時的預かりの無利用料券を支給しています。

現状の保育認定を受ける際の「保育を必要とする事由」は、仕事や介護等により親自身で子どもを育てる時間が確保できないことを前提とされていますが、仮に親自身で子どもを育てる時間が確保できる場合であっても「親の心的負担を軽減するため」「同世代の遊び相手をつくるため」という事由は十分「保育を必要とする事由」に該当するのではないのでしょうか。未就園児を持つ家庭の子育て支援の一環として、低頻度・短時間での「短時間登園」のような定期保育サービスを提供することができれば、定員割れした保育所に支給する費用を利用者に補助すれば、施設側・利用者側それぞれの施設利用における課題を軽減することができるのではないのでしょうか。ぜひ、この事業に北区も手を挙げて取り組みを行っていただきたいと考えますが見解をお聞かせください。

次に子どものインフルエンザ予防接種の助成についてお伺いいたします。

3年前に新型コロナウイルスの感染拡大が始まって以来、感染対策としてマスクの着用や手指消毒の徹底をした結果、季節性インフルエンザについても予防が出来ました。しかし、2年間流行しなかったため免疫を持っている方が減り、今シーズンは爆発的な感染が懸念されました。北区は公明党の提案により、東京都に先駆けて65歳以上の高齢者について季節性インフルエンザの予防接種を無料にすると決定し、対策を推進してきました。

都内のインフルエンザ患者報告数が「流行注意報基準」を超え、今後、大きな流行に拡大する可能性があるため、予防・拡大防止に、より注意を払うことが重要です。インフルエンザにかからない、感染を広げないために、ワクチン接種が大切です。

今シーズンのインフルエンザ感染者の内訳をみると、14歳以下で約70%と若年層での感染が拡大しています。小学生以下のお子さんについては、季節性インフルエンザの予防接種は二回接種しなければなりません。費用についても、大人の方が一回で済むところが、おさんは二回接種しなければいけないため、おおむね一人当たりが五千円から六千円かかります。

私は、平成27年3月に行われた予算特別委員会での質疑を始め、毎年のように議会質問や決算特別委員会でも子どもの予防接種に対する補助を取り上げてまいりました。しっかりと、この年代の予防接種を助成することによって、接種を推進して感染拡大の抑制や重症化予防を防ぐことができます。

現在の東京都の23区と市町村の助成事業の状況についてお答えください。また、全国における助成事業について動向をお示しください。

また、子育て支援の観点から早期に北区でも接種費用の助成事業を行っていただきたいのですが、花川区長の答弁を求めます。

第四に、多様性社会に向けての施策の推進についての内、不登校児童生徒への支援について伺います。

文部科学省の調査では、2021年度の小中学校における不登校の児童生徒は24万4940人に上り、前年度から4万8813人増えて過去最多となりました。このうち約4万6000人は「学校内外で相談・指導等を受けず長期化している」と報告されました。

憂慮すべき事態であり、不登校の児童生徒に学びの場を提供し、進学や就職の希望をかなえる環境を整備する必要があります。不登校特例校は昨年4月時点で10都道府県に21校が設置され、オンライン授業などを活用し、進学でも成果を上げています。

今年1月27日の参院代表質問で公明党の山口代表は、不登校特例校の設置促進を主張しました。これに対し、岸田首相は「不登校特例校の設置準備の経費を支援する」と応じました。

このほか、心理相談を担うスクールカウンセラーや地域と連携して福祉の面から支援するスクールソーシャルワーカーの配置拡充、SNS（交流サイト）相談の充実、オンラインカウンセリングの新設なども提案をしています。校内フリースクールの設置など、北区のこれからの取り組みについてお聞かせください。

不登校は、さまざまな理由で誰にでも起こり得ます。学校や支援機関につながれずに孤立状態に陥ることが強く懸念され、支援策が極めて重要となってきます。

自治体とフリースクールなど民間団体との連携の強化や、教室になじめない子どもを支援する「スペシャルサポートルーム」の活用、専門スタッフの配置充実による不登校の児童生徒の早期把握と支援充実など多様な居場所、多様な支援、多様な学びを提供することで、大切な子どもたちを守っていかねばなりません。

フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業への調査研究として、東

京都教育委員会は、都内公立小・中学校等に在籍し、フリースクール等民間団体・民間施設に通う不登校児童・生徒及びその保護者の支援ニーズやフリースクール等での活動内容などを把握するために調査研究を行うことになり、御協力いただいた方には、調査協力金として児童・生徒一人につき、一月当たり1万円、年間最大12万円をお支払いしています。都によると、調査の結果、フリースクールの授業料は月平均約4万5千円。新年度も実態調査を続け、協力金を月2万円にすると発表がありました。しかし、経済的な理由で利用をあきらめなければならない家庭は、まだあります。

昨年の決算特別委員会で紹介しました新潟県上越市のフリースクール等利用支援補助事業の他にも、多くの市で利用料の補助を行っています。北区でも、利用料補助の制度を行えないでしょうか。

次にLGBTQファミリーシップ宣言についてお伺いいたします。

北区では多様性を認め合い、誰もがいきいきと生きることができる差別のない人権尊重社会の実現をめざし、令和4年4月1日から「北区パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。これにより、国民健康保険の資格手続や後期高齢者医療保険の資格手続、母子健康手帳の交付、区営住宅の入居などが出来るようになりました。

同性同士で子育てをするカップルは、年々増えています。そんな中、子どもとの関係性が公的に認められないことで、当事者が直面する困りごとは少なくありません。

例えば、女性同士のカップルにおいて一方が出産した場合、法律上母親はシングルマザーとして、そのパートナーと子どもは他人同士として扱われます。パートナーと子どもの関係を証明するものがないと、パートナーが保育園の送り迎えや医療機関での手続きができないなど、日常生活に支障が生じることがあります。

こうした問題に対処できるのが、ファミリーシップ宣言制度です。

カップルとともに暮らす子どもも含めて「家族」と認める、いわゆる「ファミリーシップ制度」を導入する明石市など、既に30を超える自治体に制度があります。

北区においてもパートナーシップ宣誓制度を発展させ、パートナーシップ宣誓制度を導入出来ないでしょうか。

次にがん患者のアピアランスケア支援事業についてお伺いいたします。

公明党議員団として平成三十年に古田しのぶ議員が、令和二年には青木ひろこ議員がアピアランスケア支援について議会質問をしています。区は、医療ウイッグや胸部補正具の購入費用助成事業につきましては、事業を実施している自治体から伺っている事業課題などを踏まえ、引き続き検討してまいります。と回答されています。

東京都から各区市町村に令和4年11月18日付で通知された「令和5年度医療保健政策区市町村包括補助事業に係る予算要求概要について」の選択事業の中に、「がん患者へのアピアランスケア支援事業」が掲載されています。

これにより、「がん患者へのウィッグ等購入助成」を包括補助事業として進めることが可能となります。

助成事業を行っている自治体は、昨年十一月時点で七十三自治体です。二十三区では港区、千代田区、豊島区など8区で実施しています。がんの治療を受けながら、就労や社会参加につながることを目的に、脱毛や乳房の切除等で外見の変化を伴うがん治療を受けている方が前向きな療養生活を送れるように、医療用補正具を使用する方に対して購入費の一部を助成していただけないでしょうか。また、購入費用助成は1回のみとしている自治体もありますが、がん治療が長引いた場合や再発時に医療用ウィッグの買い替えが必要な場合もあり、複数回の利用を可能と出来ないでしょうか。見解を伺います。

第五に持続可能な北区の推進についての内、セーフティネット住宅の拡充についてお伺いします。

急速な少子高齢化の進展の一方で、高齢者や子育て世帯などについては、事故やトラブルに対する不安等により、賃貸住宅の貸主側から入居を拒まれやすい状態にあります。今後、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方が増加する見込みですが、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅については大幅な増加が見込めない状況にあります。一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用した、住宅セーフティネット制度が2017年10月からスタートしました。

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録する「登録住宅」と、住宅確保要配慮者のみが入居できる「専用住宅」があり、「専用住宅」として登録することで、賃貸人には、国からの直接補助としてバリアフリー改修工事等の補助対象工事に対して1/3かつ上限額100万円の補助が受けられます。

また、地方公共団体が補助要綱を定めることで改修工事に対する補助金額が2/3かつ上限額200万円に増額されるとともに、家賃低廉化補助も上限額4万円(月額)受けられることとなります。

若年世帯を呼び込む取り組みとして、低廉な家賃で入居可能な、新婚・子育て向けの「地域優良賃貸住宅」を活用している地方公共団体もあります。

北区においても、同様に「住宅セーフティネット制度」を広く周知し、情報を公開することで、空き家対策とともに、若年世帯の定住化も期待できます。

住宅セーフティネット制度を活用した新婚・子育て世帯向けの取り組みについてお聞かせください。

また、専用住宅を増やすため、区内に多くの住戸を確保しているUR住宅の積極的な活用も重要と考えますが、これからの取り組みについてお答えください。

次に、崖地の総合安全対策の推進についてお伺いいたします。

昨年の令和4年に9月公表された地震に関する地域危険度測定調査第9回において、

都内の市街化区域 5,192 町丁目を対象に、建物倒壊、火災、総合の 3 つの危険度について、5 段階のランク付けがされました。北区では志茂 4 丁目が 1 3 位、岸町 2 丁目が 1 4 位と衝撃的な結果でした。岸町の建物倒壊危険度は志茂 4 丁目の 1 1 9 位に比べ 5 3 位と地震に対する危険度は非常に高くなっています。

北区における不燃化特区内における建替え事業の十条駅周辺地区に岸町二丁目の一部が指定されていますが、崖地に立っている住宅が多く狭い私道に面していて建て替えが進んでいません。

先日、2 月 1 0 日に、横浜市保土ヶ谷区で住宅脇の高さ 5 m の擁壁が崩落し、近隣の 1 2 世帯計 1 3 人に警戒レベル 4 の避難指示を発令しました。同じく 2 月 1 3 日に、世田谷区成城で共同住宅の建設現場で隣接する擁壁が崩れました。この擁壁の上に建っている住宅に住む 7 世帯 1 7 人に避難指示を出しました。岸町 2 丁目では 2 0 2 1 年 4 月にがけ地にある民家の土砂崩れがありました。保土ヶ谷区や世田谷区のような擁壁の倒壊の危険がある個所はこの地域に数多く点在しています。

この崖地の上に立つ旧十条台小学校については、これから建て替えが検討されていますが、今後の建て替えについてがけ地対策はどのように考えられていますでしょうか。また、擁壁下の民地については区が買い取り、安全対策ができないでしょうか。

がけ地近接等危険住宅移転事業は、がけ崩れ、地すべり等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し補助金を交付する事業です。危険住宅の除却等の一部の補助費や危険住宅に代わる新たな住宅の建設及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息の補助ができますが、移転に際しては全く足りません。現在の土地を売却しても買い手がつかず、移転費用に充当することが出ません。住民の命を守るために北区は国や東京都とも協力をして、建て替えのできない民地を買い取り、集団移転などを主導できないでしょうか。

次に自治会町会会館の補修費補助についてお伺いいたします。

来年度の予算案では、町会・自治会会館建設費等の補助が 2 5 0 0 万円計上されています。

自治会館は約 7 割が自治会所有しており、4 割近くが改築・建て替えを望んでいます。町会・自治会会館建設費等補助の補助率は 1 / 2 で、上限は新築 1, 0 0 0 万円、改修 5 0 0 万円となっています。自治会によっては補助対象外の費用の捻出が困難であきらめている場合もあり、小規模の補修にとどまる場合があります。会館が古くなり、会館利用者も高齢化しているなどもあり、トイレの洋式化や手すりの設置、床のフローリング化、屋根や外壁の補修、バリアフリー化など小規模改修を望む声が多くあります。

横浜市では、新築・改修助成のほかに既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事修繕に対し 2 / 1 上限 2 0 0 万円まで助成を行っています。

さいたま市では、屋根などの外部工事や床の修理などの内部工事、バリアフリー化に伴う工事など集会所増改築修繕について補助対象経費の4分の3以内の額とし、200万円を限度に助成を行っています。

北区においても町会・自治会会館の小規模修繕等に対して補助事業ができないでしょうか。